

第5回 走水小学校跡地活用検討協議会 次第

日時：令和8年1月28日（水）19:00～
場所：大津コミュニティセンター第4・5・6学習室

1 開 会

2 挨 捶（FM推進課長）

3 議 題

（1）学校跡地活用の検討

- ・協議会のゴールに向けた協議②

4 事務連絡

5 閉 会

▽会議資料

資料1 走水小学校 跡地活用案の検討

資料2 走水小学校 跡地活用検討協議会 検討結果報告書（案）

◎ 協議会の流れと目的

協議会	開催日	目的
第1回	R7年2月27日	【基礎的な情報の共有】 協議会の位置づけ、学校施設の現況や取り巻く法令等の状況、既存の機能などを共有
第2回	R7年6月23日	【地域意見の確認・委員意見の発散】 検討の視点と地域説明会等での意見を共有しつつ、制約を設げずに活用案を発散
第3回	R7年9月3日	【活用案の絞り込み】 これまでに得た活用案について、実現性や課題などを踏まえて絞り込む
第4回	R7年12月22日	【協議会のゴールに向けた協議①】 報告書のイメージや今後の流れ、地域のあるべき将来像、活用のコンセプト、跡地に求める機能を協議
第5回	R8年1月28日	【協議会のゴールに向けた協議②】 跡地に求める施設の具体案や施設の運営方法を協議
第6回	未定	【報告書の確認・共有】 地域意見を踏まえた報告書の内容確認、校正を行う

◎ 検討結果報告書の構成イメージ

- ① 報告書の位置づけ
- ② 対象地・施設の概要
- ③ 地域のあるべき将来像
- ④ 跡地活用のコンセプト（大きな方向性）
跡地全体をどのような場・拠点にしていきたいか？
- ⑤ 跡地に求める機能（カテゴリー）
跡地ではどういったことができるようになしたいか？
※施設の軸となるメイン機能も選定
- ⑥ 跡地に求める施設の具体案
⑤の機能を実現するための施設・取り組みの具体案
※協議会でいただいた意見等から記載
- ⑦ 施設運営の在り方
施設や取り組みに適した運営方法を協議

第4回協議会での検討事項

抽象的

具体的

※表紙イメージ

横須賀市
走水小学校跡地活用
検討協議会
【検討結果報告書】



令和8年（2026年）〇月

第5回協議会での検討事項

走水小学校跡地活用

検討協議会

【検討結果報告書(案)】



令和8年(2026年)3月

はじめに

走水小学校跡地活用検討協議会は、総合教育会議の協議及び教育委員会会議の審査を経て、閉校となった走水小学校の跡地の活用方針を検討するため、令和7年2月に設置されました。

これまで走水小学校が走水地域のシンボルとしての役割を担ってきたことを認識したうえで、地域が置かれた状況や課題を踏まえながら、持続可能な跡地活用方針案を見出すことにより、地域の魅力と活力の向上につなげることを目指し、検討を重ねてまいりました。

この報告書は、跡地の活用について、基本的な考え方や方向性、地域の想いを示したもので、今後の横須賀市による具体的な検討に活かしていただきたい事項をまとめたものです。

とりまとめにあたっては、「地域のあるべき将来像」をイメージし、実現するための「活用コンセプト」を打ち出したうえで、具体的な「機能」や「活用案」についてアイデア出しを進めました。

併せて、最適な「運営手法」を見出すため、持続可能な活用案となるよう活発な意見交換を行いました。

本協議会の意見を十分にくみ取っていただき、横須賀市や地域全体にとって有意義な活用となることを期待します。

令和8年3月●日

走水小学校跡地活用検討協議会



【 目 次 】

< 本 編 >

1 対象地・施設の概要	… P.3
2 地域のあるべき将来像	… P.4
3 跡地活用のコンセプト(大きな方向性)	… P.4
4 跡地に求める機能(カテゴリー)と施設の具体案	… P.5
5 施設運営の在り方	… P.9

<参考資料>

・走水小学校跡地活用検討協議会設置要領	… P.10
・走水小学校跡地活用検討協議会構成員の所属団体等	… P.11
・検討協議会の開催状況	… P.11

I 対象地・施設の概要

(1) 施設情報

所在地：横須賀市走水2丁目2-2

敷地面積：約 9,567 m²

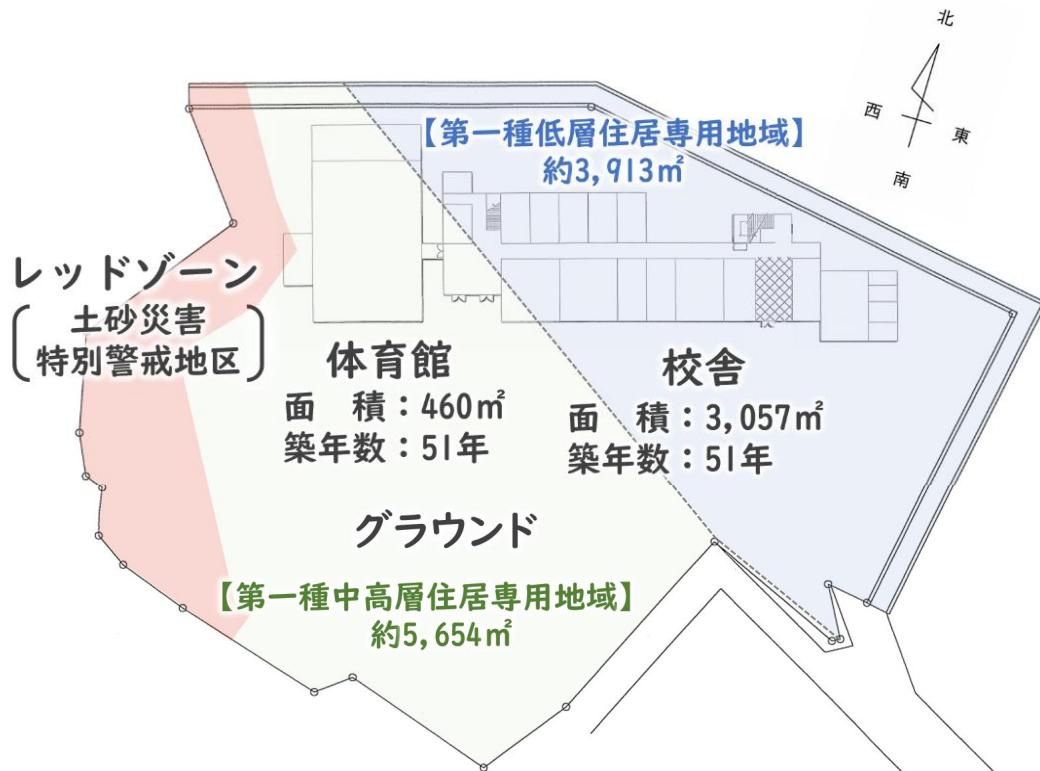
建物面積：約 3,517 m²

対象建物	建築年月	構造
校舎	昭和 50 年 3月築	鉄筋コンクリート造 4階建て
体育館	昭和 50 年 3月築	鉄筋コンクリート造 1階建て

(2) 敷地情報

- ・敷地西側が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている。
- ・敷地南側に自然環境保全施設「ほたるの里」が整備されている。
- ・北東部分（下図水色エリア）の一部敷地は昭和 40 年代後半に公有水面埋め立て等により造成している。

(3) 施設配置・用途地域の概況



2 地域のあるべき将来像

地域全体の活性化につながる学校の跡地活用を検討する前段として、地域のあるべき将来像について、次のようにまとめました。

【走水地域の将来像】

- ① 住民の交流と暮らしを支えるコミュニティ拠点があるまち
- ② 地域内外から人を呼び込み、賑わいやつながりが生まれるまち
- ③ 子どもたちが未来に希望を持てるまち
- ④ 自然や文化が維持・調和し、持続可能性が感じられるまち
- ⑤ 災害に強く、住民の安全が確保されたまち

3 跡地活用のコンセプト(大きな方向性)

走水地域のあるべき将来像の実現に向け、「走水小学校跡地をどのような場・拠点にしていきたいか」について、跡地活用全体の大きな方向性を次のようにまとめました。

【コンセプト】

『海と学び、人が交わる。走水・みらいキャンパス』

【コンセプトに込めた想い】

走水地域には、昔から大切に受け継いできた海・自然・歴史などの固有資源と、顔の見える関係から生まれる「人のあたたかさ」があります。

この町の魅力を未来につなげ、地域内外に広げていくために、海洋自然教育や地域コミュニティの強化、賑わいの創出を軸とした「教育・コミュニティ・賑わい」機能を持った複合拠点による活用を目指します。

砂浜で遊ぶこと、海の生物に触れること、海水浴、ビーチコーミング—海や自然から得た多くの貴重な体験は、「かけがえのない学び」を生み出します。

走水小学校の跡地は、このような海と自然の学び舎として活用すべきと考えます。

また、この度の閉校によって失われかねない地域のつながりを補うため、幅広い世代の住民が日常的に集まり、話し合い、助け合うための「地域活動の場」としても位置づけるべきです。

さらには、地域産業である漁業や観光分野の方々とも連携し、学びと賑わいの両輪で地域経済の活性化にもつなげます。

こうした多様な取り組みを通じて、横須賀市の内外に走水のファンを増やし、走水の海や自然を大切に想ってくれる関係人口との交流によって、走水が「10年後の未来」を常に描ける地域となっていくことを期待しています。

4 跡地に求める機能（カテゴリー）と施設の具体案

（1）活用案について

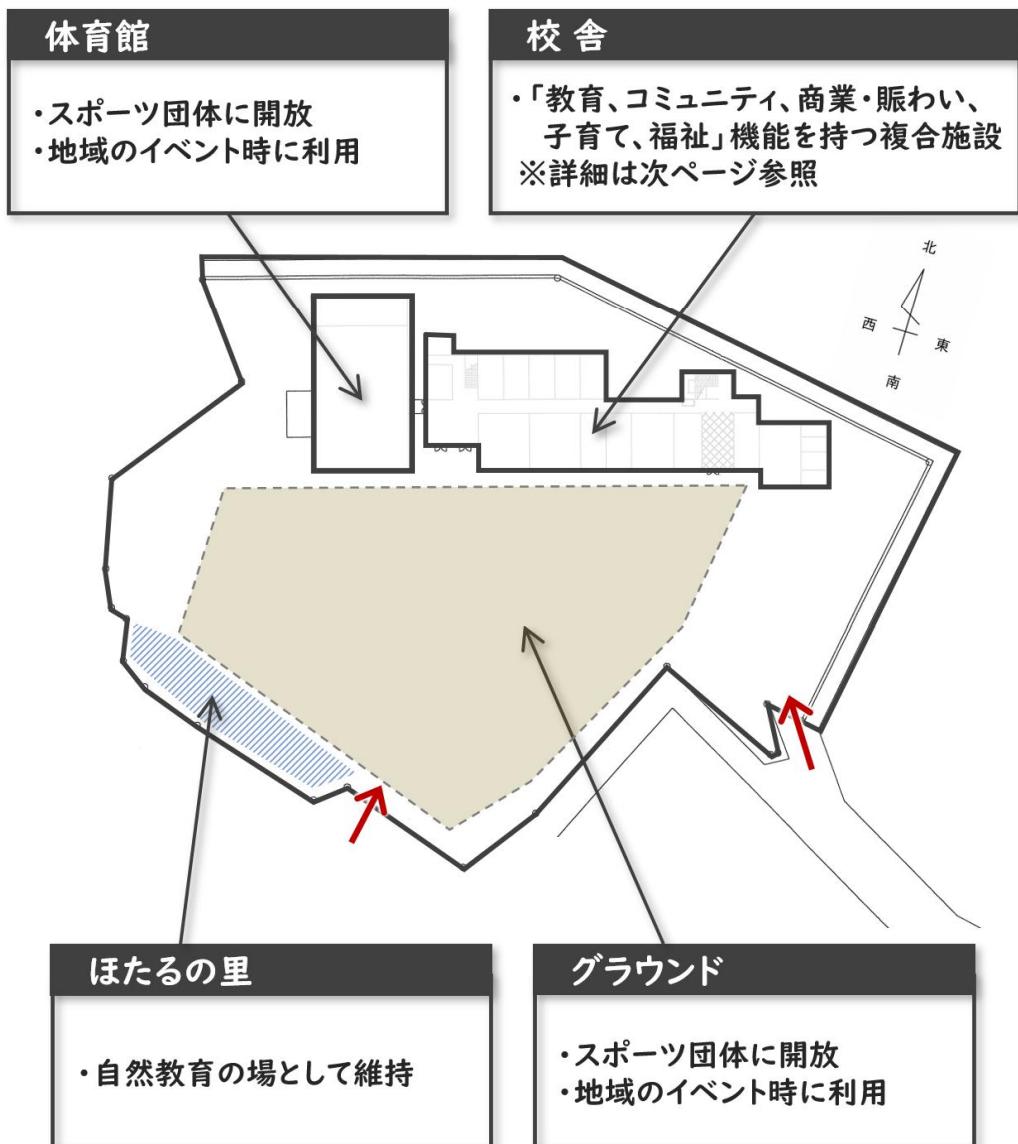
コンセプトに沿って、跡地で行うことができるようになしたいことを「機能（カテゴリー）」で整理し、求める機能の中から、施設の核となるメイン機能を選定しました。

また、その機能を実現するための具体的な活用の検討候補として、「施設や取り組みの具体案」を次のようにまとめました。

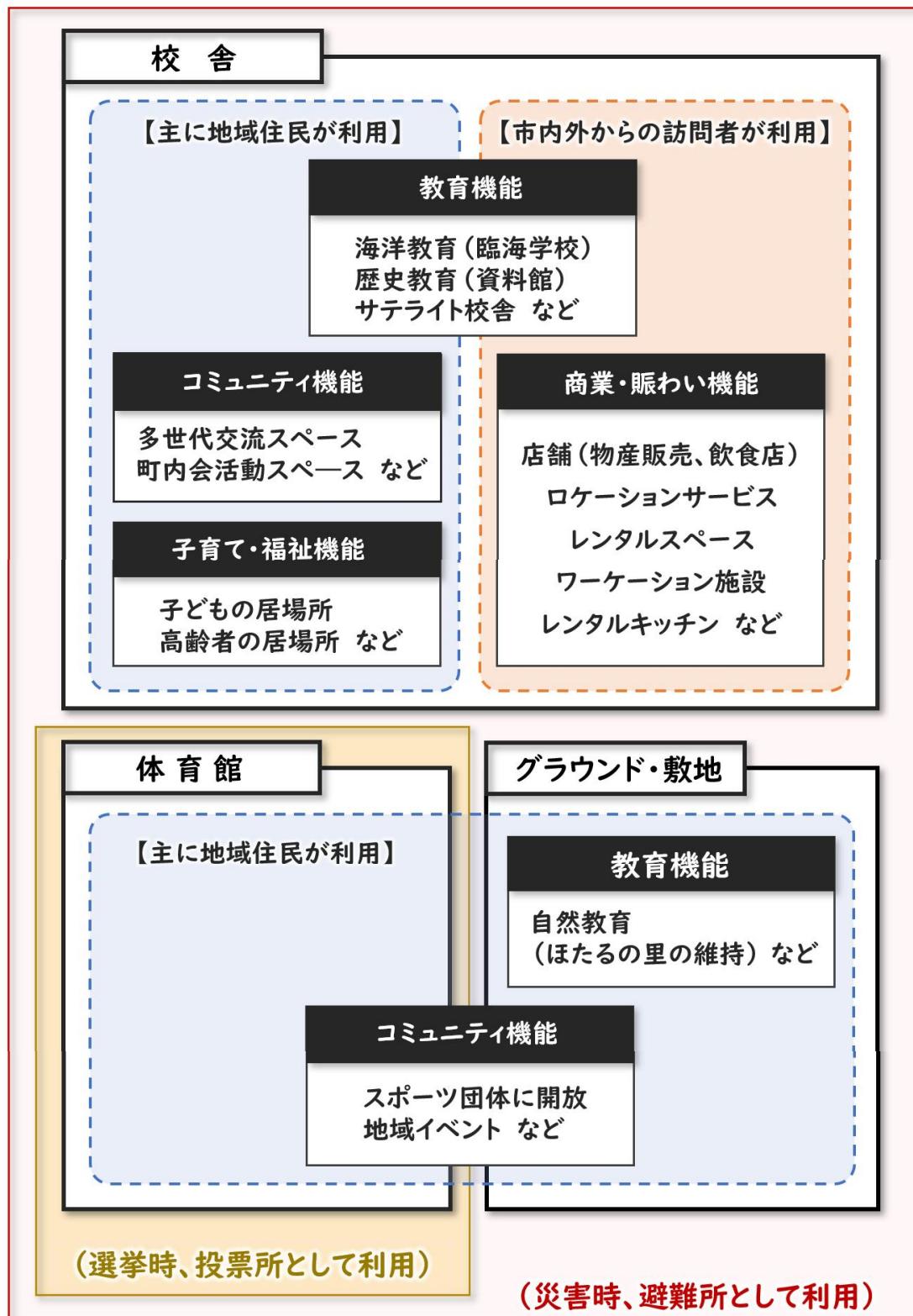
メイン機能	求める機能例 【カテゴリー例】	施設・取り組みの具体案 【検討候補】
◎	教 育	海洋教育（臨海学校、漁協と連携、水産研究ラボ）、 自然教育（ <u>ほたるの里</u> ）、歴史教育（資料館）、 市内小中学校サテライト校舎
	コミュニティ	<u>地域の活動スペース</u> （多世代交流スペース、町内会活動スペース）
	商業・賑わい	店舗（物産販売、飲食店、マルシェ、カフェ、道の駅） <u>ロケーションサービス</u> （映画やドラマなどの撮影場所） 地域向けレンタルスペース ワーケーション施設 レンタルキッチン、セントラルキッチン 企業誘致 外部人材の受け入れ拠点（インターン生など）
	子育て	子どもの居場所（ <u>親子の遊び場</u> 、 <u>学習場所</u> 、学童保育、不登校児童の居場所、こども食堂）
	福 祉	<u>高齢者の居場所</u>
	防 災	<u>震災時避難所</u>

※ 下線の具体案は、暫定的な利用（トライアル）として取り組みやすいもの、または既に実施しているもの

活用イメージ(エリア別)



活用イメージ(機能詳細)



(2) 暫定的な利用案(トライアル)について

前項の「施設・取り組みの具体案」を整理し、本格的な活用を開始するまでには相応の時間を要することが想定されます。その間、既存の利用方法から継続してきた機能(体育館やグラウンドの地域開放、避難所、投票所など)については、引き続き利用できるよう、建物や設備の維持管理を継続することを希望します。

また、本格活用までの間、当該施設が地域の中で存在感を発揮し、廃れることのないようにするために、既存の利用方法にとどまらず、本格活用につながる新たな取り組みにチャレンジしていくことも欠かせません。こうしたトライアル、お試し利用を重ねることで、本格活用時に、よりスムーズなスタートが切れるというメリットもあります。

まずは、できることから、トライアルを実施し、運営手法や必要な体制、利用ニーズ、安全面・管理面の課題等を検証したうえで、本格活用につなげてください。



5 施設運営の在り方

跡地に求める機能と具体案を持続可能な状態で実現していくには、「誰がどのように施設を運営していくのか」が重要となるため、施設運営に関する基本的な考え方や具体的な運営手法の案を次のようにまとめました。

【施設運営に関する基本的な考え方】

- ・自立的で持続可能な運営であること
- ・地域の意思を反映できる仕組みがあること
- ・地域行事との連携を行うこと
- ・地域の組織や人材に依存し過ぎないこと
- ・「地域の交流拠点」、「居場所機能」としての役割を持たせること

【運営手法の具体例】

トライアル（暫定利用）

- ・施設は市が所管し、走水地域の任意団体等が都度、申し込みによりトライアル（暫定利用）を実施する
- ・実施結果から本格活用に向けた課題の検討を行う



(検討を踏まえて本格活用に反映)

本格活用

- ・施設は市が所管する。
- ・管理運営は、法人格を持つ団体による指定管理者制度または市からの貸付によって行う。

(上記の運営手法とする理由)

行政が施設運営を直接担う場合には制度上の制約が多く、柔軟で自由度の高い活動を行いにくいという欠点があると考えられます。

一方で、行政が関わることなく営利を目的とした民間事業者だけに全てを委ねた場合には、収益性が優先されやすく、本来重視すべき「まちづくりの視点」や「公益性の視点」が相対的に薄れがちになるおそれがあります。

これらを踏まえ、民間のノウハウや効率性を活用しつつ、質の高いサービス提供を実現し、事業の基本方針については市が一定程度関与する運営形態が望ましいと思われます。

また、地域団体のみによる運営は地域住民の声が直接反映されるメリットはありますが、その時代の思いの強い人の能力に依存することになり、人が代われば運営も大きく傾くリスクもあります。

このため、運営を外部に委ねる場合であっても、継続性を担保するために、法人格を持った団体に任せることが望ましいと考えます。

【参考資料】

走水小学校跡地活用検討協議会設置要領

走水小学校跡地活用検討協議会設置要領

(設置)

第1条 走水小学校の閉校後、当該施設の活用について、地域団体の代表者等から意見を集約し、活用方針について検討するため、走水小学校跡地活用検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 町内会・自治会長
- (2) 地域関係団体および施設の代表者
- (3) 対象校の保護者
- (4) その他財務部FM推進課が必要と認める者

(会議)

第3条 会議については、財務部FM推進課長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて協議会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 協議会は、傍聴を可能とする。

5 会議記録は、原則公開とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、財務部FM推進課において行う。

(その他の事項)

第5条 本書に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は財務部FM推進課が構成員と調整の上、定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年2月27日から施行する。

走水小学校跡地活用検討協議会 構成員の所属団体等

分野	所属団体等
町内会・自治会	大津地区連合町内会
	走水町内会
観光・経済団体	大津観光協会
	東部漁協 走水大津支所
地域福祉団体	大津地区社会福祉協議会
	特別養護老人ホーム シャローム
学校関係団体	元走水小学校PTA
地区推薦	伊勢町地区
	上町地区
	仲之町地区
	南町地区
	立花地区

(事務局) 財務部 FM推進課

(参加部局) 市長室 危機管理課

文化スポーツ観光部 スポーツ振興課

民生局 地域支援部 大津行政センター

教育委員会事務局 教育総務部 教育政策課

選挙管理委員会事務局 選挙管理課

検討協議会の開催状況

開催回	日程・会場	議題等
第1回	令和7年 2月 27日 大津コミュニティセンター	基礎的な情報の共有
第2回	令和7年 6月 23日 大津コミュニティセンター	地域意見の確認・委員意見の発散
第3回	令和7年 9月 3日 大津コミュニティセンター	活用案の絞り込み
第4回	令和7年 12月 22日 大津コミュニティセンター	協議会のゴールに向けた協議①
第5回	令和8年1月28日 大津コミュニティセンター	協議会のゴールに向けた協議②
第6回	令和8年3月〇日 大津コミュニティセンター	報告書の確認・共有